

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 八王子市館町468番地の2

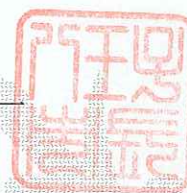
氏名 株式会社 完山金属
代表取締役 完山 一範

[法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名]

八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第46条第1項の規定により、
下記のとおり許可する。

平成22年3月25日

八王子市長 黒 須 隆 一



記

- 1 取り扱う一般廃棄物の種類 事業系一般廃棄物
紙くず、木くず、繊維くず、厨芥、残灰
- 2 収集・運搬の区別 収集・運搬 (保管、積替えを除く)
- 3 運 搬 先 事業系一般廃棄物
八王子市処理施設及び多摩ニュータウン環境組合
- 4 作 業 場 所 八王子市域内
- 5 許 可 の 有 効 期 間 平成22年4月1日から
平成24年3月31日まで
- 6 許 可 の 条 件 裏面記載のとおり

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、八王子市長に対して異議申立てをすることができます。
2 この決定については、この決定 (1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定) があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、八王子市を被告として、処分取消しの訴えを提起することができます。
3 1 (又は2) の場合において、この決定 (2の場合で1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定) の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立て (2の場合には処分取消しの訴えの提起) をすることはできません。